

産業構造審議会 知的財産政策部会

第1回弁理士制度小委員会 資料

## 「弁理士制度に関する産業界の意見」

2006年4月21日

2006年度 日本知的財産協会 常務理事  
((株)日立技術情報サービス 取締役社長・弁理士)  
戸田裕二

# 1. 企業が求める弁理士像〔1〕

---

## (1) 個別出願等の案件に成果を出してくれる弁理士

- 「技術」と「法律」を背景にして、手続をよく理解し、「活用できる権利」を取得してくれる弁理士
  - \* 「Q(品質)」「C(価格)」「D(納期)」重視
  - \* 多面的な見方に基づくクレームドラフティング
  - \* 国際動向(各国の知的財産法・判例等)の把握
  - \* 情報セキュリティの管理、電子化の推進

## 1. 企業が求める弁理士像〔2〕

---

### (2) 知的財産紛争の際に代理をしてくれる弁理士

- 技術に強く、弁護士と共に(場合によっては単独で) **高度な紛争解決能力**を有する弁理士

### (3) 知的財産を経営に活かすアドバイスをしてくれる 弁理士

- 経営全般に知識・経験があり、知的財産を如何に経営に活かすかアドバイスしてくれる弁理士

技術と法律の素養があるオンリーワンの知的財産専門家

## 2. 弁理士制度のあるべき姿〔1〕

---

### (1) 弁理士数(量的拡大)

- 弁理士数が6000人を超え、不足感はあまりない。競争原理導入は賛成であるが、大幅な増員を続けるのか見極めが必要。

### (2) 弁理士の資質(質的拡大)・業務範囲

- 弁理士のコアである「出願等の代理」(専門範囲)を再確認すべき。業務範囲拡大より、「技術」と「法律」をベースとした権利化手続きがきちんと出来る弁理士の育成を優先すべき。  
「試験制度」「研修制度」の見直し。

## 2. 弁理士制度のあるべき姿〔2〕

---

### (3) 弁理士試験制度

- オンリーワンの知的財産専門資格を目指すのであれば、他の専門的資格との差別化も必要。
- 「知的財産権法」に加え、「技術科目」及び「法律科目」(民法・民事訴訟法)を論文式試験に導入することも一案であると思われる(但し、試験科目の統合など科目数は増加させないようにして受験生の負担増にならない配慮は必要)。

### (4) 研修制度

- 弁理士試験合格者の実務能力を担保すべく、登録前の研修義務化も視野に入れて検討すべき。



## 2. 弁理士制度のあるべき姿〔3〕

---

### (5) 使命条項の新設

- 弁理士法に使命条項を新設し、知的財産専門サービスを行う専門家としての「弁理士の使命」を明確にする。

お断り:

本発表の内容は、発表者個人の私見であり、日本知的財産協会及び所属会社・企業グループを代表する意見ではございません。